

令和6年4月19日

栗原市上下水道部

TEL0228-42-1133

栗原市下水道浄化センターの下水汚泥の放射性物質測定結果について

栗原市が管理している下水道浄化センターから発生する下水汚泥の放射性物質の測定結果を公表します。

施設名	採取日	測定日	放射性物質濃度(単位:ベクレル/kg)			
			放射性セシウム			放射性ヨウ素
			Cs-134	Cs-137	合計	I-131
瀬峰・高清水 浄化センター	令和6年4月10日	令和6年4月11日	不検出	不検出	不検出	不検出

< 測定分析機関：日本環境科学株式会社 >

※基準値等について

○放射性セシウムについて

平成23年6月16日付け国土交通省通知の「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」で示された目安は、放射性セシウム8,000ベクレル/kgです。

平成23年6月24日付け農林水産省消費・安全局長通知の「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」で示された原料汚泥に含まれる基準は、放射性セシウム200ベクレル/kg以下です。

なお、測定値は有効数字の1桁で評価されます。(例：測定値230ベクレル/kgは、評価値200ベクレル/kgとなります。)

○放射性ヨウ素 (I-131) について

脱水汚泥については放射性ヨウ素に関する基準はありません。

厚生労働省が定めた飲食物摂取制限に関する指標値は下記のとおりです。(参考)

厚生労働省が定めた飲食物摂取制限に関する指標値 (平成24年4月1日より改定)

放射性ヨウ素(単位:Bq/kg)	放射性セシウム(単位:Bq/kg)
飲料水・牛乳・乳製品 300 (Bq/kg)	一般食品 100 (Bq/kg)
野菜類(根菜、芋類除く) 2000 (Bq/kg)	乳児用食品 50 (Bq/kg)
	牛乳 50 (Bq/kg)
	飲料水 10 (Bq/kg)